

## 船荷証券における準抛法約款の効力

【(二〇〇二)滬海法商初字第四四〇号 中国涉外海事審判網 <http://www.ccmf.org.cn> 2003-03-04】

清 河 雅 孝

## 〔事実〕

二〇〇一年九月二〇日、訴外A中国製茶株式会社は、ココア加工製品輸出のためにオランダの訴外B社と原材料のココア豆五〇〇トン（以下、「本件物品」という）の輸入契約（以下、「本件契約」という）を締結した。同年九月一八日、Aは、訴外Cと本件物品の委託加工取決めを交わした。本件契約では、本件物品の売買の合意のほか、五％の損傷率、八％の最大湿度、単価一トンにつき一、一〇五米ドル、FOB（アビジャン港）による支払条件、信用状による支払方法、二〇〇一年一月の船積期限、新しい麻袋による包装などが約束されている。

二〇〇一年一月一九日、Aは、中国人民保險会社北京支店X（原告、控訴人）と、コートジボアールのアビジャン港から中国の上海まで運送する本件物品を保險の目的とし、自己を被保險者とし、保險料は六〇、一八五人民币、保險金額は七二七、七五九・三四米ドルとする積荷運送包括保險へ一切險✓契約を結んだ。Xは、Aに対して右契約と同様の内容が記載されている海上積荷保險証券（以下、「本件保險証券」という）を發行した。

Aは、本件物品を運送するために、商船三井Y（被告、被控訴人）と、船積港をアビジャンとし荷揚港を上海とする海上物品運送契約（以下、「本件運送契約」という）を締結した。本件物品は、船積港において、荷送人訴外Dによって、Y提供のコンテナ（以下、「本件コンテナ」という）に詰められ、封印の上、Yに引き渡された。二〇〇一年一月二〇日、本件物品の引渡を受けたYは、荷送人をDとし、荷受人を指図された者とし、被通知人をAおよびCとする指図式船荷証券（以下、「本件船荷証券」という）を作成してDに交付した。本件船荷証券には、本件物品についての本件契約、本件保険証券と同様の内容が記述されているほか、裏面約款五条と二五条において、本件物品に関する紛争についてヘーグ・ルールと日本法が適用され、日本の裁判所が管轄する旨の準拠法約款と裁判管轄約款が設けられている。

その後、Dは本件船荷証券を裏書してBに交付し、BはさらにAに裏書譲渡した。最終的には、Aから裏書譲渡を受けたCが本件船荷証券の所持人になり、Yに同証券を呈示し、本件物品の引渡を請求した。

二〇〇一年一月二七日、船舶は上海に到着した。同コンテナは、外観上、清潔であり水密性も完全な状態でDに引き渡されたが、同年一月二四日、Cの所在地で開封し、検査した結果、本件物品に濡損、カビ付きの損害が発見された。XはAの請求に応じて本件保険証券により保険金一、一五七、八二四・〇一人民元を支払うと同時に、Aから受領した「保険金領収書」と「権利譲渡証書」に基づいてAに代位し、Yに対して本件物品の損害賠償を請求するため、上海海事裁判所に本件の訴えを提起した。

- これに対して、Yは、本件船荷証券裏面約款二五条により管轄権異議を申し立てたが、本裁判所は、同申立を退けた（二〇〇二）滬海法商初字第四〇号）。Yはこれを不服として抗告したが、上海市高級人民裁判所もこれを却下した（二〇〇三）滬高民四（海）終字第三六号）。本案審理において、本件船荷証券上の準拠法約款が当事者を拘束するか

どうか、が主な焦点の一つである。本裁判所は、次のとおり判示し、本件船荷証券上の準拠法約款の効力を否定した。

〔判旨〕

「本件運送契約の締結地、履行地およびYの住所地は、いずれも中国国外にあり、渉外の要素があるので、契約当事者は、法の定めるところにより契約の紛争を処理する準拠法を選択することができる。Yは、本件船荷証券に準拠法約款が設けられていることを理由に、本件にヘーグ・ルールと日本法が適用されると主張している。本件船荷証券は、Yが提供した定型的なものである。同証券に記載されている準拠法約款も、Yが一方的に作成し印刷したものであり、船荷証券所持人と運送人間の真実の意思表示を証明するものではない。船荷証券所持人が同証券を受け取ったことは、両当事者が証券に記載されている準拠法約款について協議し約定したことを証明するものではない。また、Yは本裁判所にヘーグ・ルールと日本法の条文を提示しなかった。それ故、本件では、ヘーグ・ルールと日本法が適用されるという主張の根拠は不足している。本件は、中国において審理されている。本件物品の荷揚港も中国であるので、中国法が適用されるといふXの主張は妥当である。」

〔研究〕

本件は、海上物品の損害賠償請求に関する一審の判決である。控訴審は、一審の判決を維持し控訴を棄却したが、判決は公表されなかった。本件は、両当事者が、本件の準拠法、原告の適格および運送人の責任の有無について争ったものである。本裁判所は、本件船荷証券に定める準拠法約款について当事者の合意によるものではないとしてその効力を否定し、中国法が適用されると判示した。<sup>(1)</sup> 同判示から、中国裁判所の外国法を準拠法とする船荷証券の裏面約款に対す

る敵しい態度の一端が窺われる。船荷証券における準拠法約款を排除する理論を知りうる事案として意義を有する。

註

(1) 本件船荷証券の裏面約款五条と二五条の内容は明らかにされていらない。同五条は、ヘーグ・ルールが適用される旨の至上約款と日本法を準拠法とする準拠法約款を設けていると推測される。なお、至上約款と準拠法約款との異同については、郭国汀「提單法律適用條款与首要條款若干問題研究」海商法研究二〇〇〇年一輯七〇頁以下参照。

一 中国海商法二六九条は、民法通則一四五条、契約法一二六条（以下、「兩規定」という）に倣って「法律に別段の規定がある場合を除き、当事者は、契約に適用する法律を選択することができる」と定めている。通説は、海商法二六九条は、兩規定と同様に解すべきとする<sup>(2)</sup>。いずれも国際社会において普遍的に受容されている当事者自治の原則を具体化したものである<sup>(3)</sup>。右通則および契約法の規定については、一般論として比較的寛容な解釈が行われている。契約当事者は、当事者自治の原則に基づいていかなる国（法域）の法律を選択しても構わない<sup>(4)</sup>。また、その法律が契約と関連を有するか否かを問わず、準拠法と定めることができる<sup>(5)</sup>。しかし、学説上は、この一般論に対して、多くの例外を設けてこれらの規定の適用を制限しようとしている。中国法が準拠法として指定されている場合、中国法が適用されるが、外国法が準拠法として指定された場合、外国法は、中国の強行法<sup>(6)</sup>または社会公共の利益<sup>(7)</sup>に反してはならない。準拠法の指定は、契約当事者の一致した協議によらなければならない。このように「法律に別段の規定がある場合」を拡大解釈して準拠法の指定範囲を制限する<sup>(8)</sup>。さらに、右のような解釈論が用いられなくても、すくなくとも準拠法約款の内容について当事者が協議し、指定された法律が強行法または社会公共の利益に反しないことが準拠法指定の要件となっている<sup>(9)</sup>。特に現在も適用されている一九八六年一月一九日「最高人民法院所へ涉外経済契約法Vの適用に関する若干

問題の回答」二の(二)は、「当事者の選択が双方の一致した協議を経ることを要する」と定めることにより、協議一致の原則が確立されている。

以上に述べた準拠法の指定に関する諸原則、特に協議一致の原則は、中国法を排除する準拠法約款に対しては一層厳しく適用されている。

両規定に関する諸見解は、海商法においても承継されている<sup>(10)</sup>。同法二七六条では、適用の外国法が社会公共の利益に反してはならない原則が法文化化されている。中国の判例のみならず学説も、船荷証券上の準拠法約款、特に中国法の適用を排除する条項に対し、厳格に解釈している。本裁判所は、船荷証券における準拠法の指定について原則として当事者が準拠法を指定する権利を有するとしながらも、本件船荷証券上の準拠法について、協議一致の原則をもってその効力を排除している。本件は、中国法の適用を排除する条項に対する厳格な態度を具現した事例である。

註

- (2) 莫世健『中国海商法』二三四頁(法律出版社、一九九九年)。
- (3) 司玉琢編『海商法』四二〇頁(法律出版社、二〇〇三年)。
- (4) 梁書文『回滬明』楊振山『民法通則及配套規定新釈新解(下)』三五六〇頁以下(人民法院出版社、新編本、二〇〇〇年)、全国人大法工委研究室編『中華人民共和國合同法積義』二〇二頁(人民法院出版社、一九九九年)。
- (5) 施天壽編『合同法積論』一九九頁以下(中國人民公安大学出版社、一九九九年)、唐德華編『合同法条文積義(上)』八四五頁(人民法院出版社、二〇〇〇年)。準拠法約款によりその法律の適用を指定された地(国)と事件との関連を要するという反対説もある。郭・前出(註1)『海商法研究二〇〇〇年一輯八二頁、梁〃回〃楊・前出(註4)』三五六一頁以下。
- (6) 一九八八年一月二六日「最高人民法院所の〓中華人民共和國民法通則〓の執行の貫徹に関する若干問題の意見(試行)」一九四條。

(7) 外国法の適用を排除する社会公共の利益についての具体的内容は、莫・前出(註2)二三九頁以下参照。

(8) 郝作成編『中華人民共和国合同法条文解釈』三一頁(四川人民出版社、一九九九年)。

(9) 施・前出(註5)一九九頁、唐・前出(註5)八四五―四六、八五一頁。

(10) 王国華「論國際海上貨物運輸合同的法律選択」海商法研究一九九九年一輯一三七頁以下、郭・前出(註1)八二頁以下。

二 中国では、船荷証券における準拋法約款は、「海上物品運送契約」を定める中国海商法第四章の規定(四一条、一〇六条)が同法二六九条に定める「法律に別段の規定がある場合」に該当するので、中国海商法四四条に定める特約禁止規定に反して無効であると解する見解があるが、少数説である。<sup>(11)</sup> 同説も、運送人の責任について準拋法約款に定める外国法が、中国海商法第四章に定めるそれより軽減される場合のみ無効としている。同説に従い、準拋法約款に定めるシンガポール法が中国海商法第四章の強行規定に反して無効であると判示した事例が見られる。<sup>(13)</sup> しかしながら、本裁判所は、この説を採用しなかった。

中国では、船荷証券における準拋法が強行法または社会公共の利益に反してはならないという原則のほか、相互主義の原則が用いられている。<sup>(14)</sup> もともと、相互主義の原則は、船荷証券における裁判管轄約款の効力に関する判決で確立されたものである。そのため、船荷証券上の準拋法約款の効力を決定する際にも用いられる。<sup>(15)</sup>

しかし、本件では、Yは、相互主義の原則を主張していない。また、日本では、中国の判決の承認と執行については相互主義の原則が採られているが、<sup>(16)</sup> 船荷証券における外国法を準拋法とする準拋法約款の効力の検討にあたっては、同原則は用いられていない。日本法を準拋法とする準拋法約款の効力を否定する本判旨は、日本において中国法を準拋法とする準拋法約款の効力を否定する根拠とはなりえない。

註

(11) 中国海商法四四条は、ヘーグ・ルール三条八項、日本国際海上物品運送法一五一条一項にあたる。

(12) 郭・前出(註1) 八二頁以下。日本では、準拠法約款の有効性については殆ど異論がなく、荷主が準拠法約款に定める法律の適用により不利益を蒙るのでないかぎり、ヘーグ・ルールの特約禁止規定とは直接の関係を有しないとされている。相原隆「特約禁止」戸田修三・中村真澄『注釈 国際海上物品運送法』三二八頁以下(青林書院、一九九七年)。

(13) 郭・前出(註1) 八四頁。

(14) 司・前出(註3) 四二二頁。

(15) 一九九七年、荷受人である中国A化学工業輸出入会社(原告)のフランスB海上運送会社(被告)に対する危険品処理費用の賠償請求事件では、Bは、船荷証券の表面約款に「船荷証券によって生じる、またはこれに関連する紛争についてはフランスのマルセーユ裁判所が管轄し、いかなる裁判所の管轄権も排除される」旨の裁判管轄約款が設けられていることを理由に、大連海事裁判所に管轄権異議を申し立てた。管轄権異議の申立てでは、Bは、類似事案において中国の裁判所を管轄裁判所とする船荷証券上の裁判管轄約款の効力を認め、中国裁判所が管轄権を有すると判示したマルセーユ裁判所の判例を引用した。大連海事裁判所は、相互主義の原則に基づいてBの管轄異議の申立を認容しAの訴えを退けた。Aは右決定を不服として遼寧省高等裁判所に控訴したが、同裁判所は、同様の理由でAの控訴を棄却した。司・前出(註3) 四二二頁。

なお、一般的には、相互主義の原則は裁判管轄約款の効力の判断基準として用いられていない。

(16) 粟津光世「中国の判決は、日本において効力は認められないとした判例」国際商事法務三一巻一〇号一四二五頁以下(二〇〇三年)、同「中華人民共和国人民法院判決につき、我が民事訴訟法一一八条の相互保証の要件の具備如何(消極)」私法判例リマックス三〇号(二〇〇五年) 参照。

三 (1) 中国において、準拠法の選択について当事者自治の原則が適用されることを説明するためによく引用されている事例は、一九九〇年の「宏大号事件」である。<sup>(17)</sup> この事件は、運送品の損害賠償に関するものである。同事件の船荷証券における「至上約款」では、一九三六年アメリカ海上物品運送法(US COGSA)以下、「アメリカ法」という)

が準拋法として撰取され、かつ同法に抵触した契約が無効であると強調されている。訴訟過程中、原告・被告は、いずれもアメリカ法が適用されると明確に表示しているので、広州海事裁判所は、民法通則一四五条によりアメリカ法の適用を認め、同法に基づいて紛争を解決した。

この事件は、裁判所が当事者自治の原則により、準拋法約款に基づいてアメリカ法を適用したことから、当事者自治の原則を最も体现している事案として取り扱われている。<sup>18)</sup>しかし、この事件では、当事者自治の原則を体现しているものが、①船荷証券における準拋法約款の効力によりアメリカ法が適用されることか、②訴訟過程中における原告・被告の一致した表示によりアメリカ法が適用されることか、または③船荷証券に準拋法約款があったうえで、訴訟過程中において原告・被告に一致した表示があつて漸くアメリカ法が適用されることか、かならずしも明確ではない。②の場合であれば、準拋法約款の導入は全く意味のないものとなる。③の場合においても、原告・被告の合意がなければ、準拋法約款の効力だけでは、アメリカ法が適用されないこととなる。運送人が船荷証券に準拋法約款を導入することで予期される目的が達成されることは決してないであろう。

(2) 中国では、この点について、船荷証券は附合契約性を有するので、運送人すなわち船荷証券の作成者によって指定された準拋法は、第三者である荷受人を拘束できるかという疑問が提示されている。通説では、荷受人は、船荷証券を受け取りその条項の拘束を受ければ、当然、準拋法約款の拘束をも受けるとされている。<sup>19)</sup>

船荷証券によって証明されている海上物品運送契約は、附合契約性を有する。船荷証券は、同証券の作成者である運送人とこれを受け取った荷送人を拘束するかどうかという問題が生じる。これは船荷証券の拘束力の問題である。附合契約性を有するために船荷証券は拘束力がないと判断される場合、船荷証券上の準拋法約款も当然当事者を拘束できない。そして、附合契約性があることを理由に船荷証券は拘束力を有しないとする学説・判例は見あたらない。しかし、

船荷証券が拘束力を有するからといって、直ちに船荷証券上の準拋法約款が効力を有し、運送契約の当事者を拘束するとはかぎらない。<sup>(20)</sup> 船荷証券が運送契約の当事者を拘束するという前提においても、やはり船荷証券上の準拋法約款が効力を有するか否かという問題が生じる。強行規定や社会公共の利益に反する準拋法約款が無効であることは、まさしくここでの問題である。船荷証券の拘束力だけでは、準拋法約款の有効性を説明することはできない。したがって、右通説は、準拋法約款が有効であることを前提としなければ成立しえないことから、準拋法約款が有効か、または無効かの問題を解決しえない。

(3) 準拋法約款の効力の有無については、専ら約款が強行規定、社会公共の利益に反したかどうか、またはその内容が合理的であるかどうかという基準によって判断される。準拋法約款は、その適用により運送人の責任が国内法または国際条約の適用によるそれと比してはるかに軽減され、荷主にとって非常に不利となる場合を除けば、社会公共の利益や強行規定に反しまたはその内容が不合理であるとはいえない。一旦、船荷証券が荷送人に対して効力を有すると判断されると、同条項が船荷証券の譲渡に伴って証券の所持人を拘束する。荷受人が船荷証券を受け取るかどうかはともかく、これを受け取るかぎり、作成時、船荷証券の内容について同意があると見なされ、その条項の拘束を受ける。これは、船荷証券の譲渡流通証券性と文言性によるものである。

しかしながら、本裁判所は、本件船荷証券が附合契約であることを認定したうえで、「同証券に記載されている準拋法約款も、Yが一方的に作成し印刷したものであり、船荷証券所持人と運送人間の真実の意思表示を証明するものではない」と判示している。この判示には、二つの問題がある。一つは、船荷証券の拘束力が船荷証券の発行者である運送人とその受取人である荷受人間の問題であり、運送人と船荷証券所持人間の問題ではないことである。前述のように、船荷証券が運送人と荷送人間に拘束力を有すれば、その所持人をも拘束する。運送人と船荷証券所持人間の真実の意思

表示は問題とはならない。船荷証券所持人の意思表示が問題となるのは、船荷証券の譲渡を受ける時である。これは、船荷証券所持人となるか否かに関する意思表示である。今ひとつは、本件船荷証券が附合契約であることから、準拋法約款が拘束力を有しないのであれば、本件船荷証券のその他の約款および記載の有効性を説明できないことにある。この判示は、船荷証券の拘束力の問題とその約款の有効性の問題とを混同している。

また、本件船荷証券上の準拋法約款の効力を否定するために「船荷証券所持人が同証券を受け取ったことは、両当事者が証券に記載されている準拋法約款について協議し約定したことを証明するものではない」と判示し、準拋法約款を有効とするには、当事者が同証券を受け取る際、準拋法約款について協議しなければならないとしている。すでに述べたように、船荷証券所持人が同証券を受け取ったことは、船荷証券に表彰されている権利・義務を承継するという意味を有しても、当事者が証券の内容について協議したという意味を有しない。ここでの当事者が運送人と船荷証券所持人であれば、この判示は、前述の「宏大号事件」に近似している。つまり、船荷証券に印刷された約款や文言は、運送人と船荷証券所持人がすべて協議しなければ、証券の受取りだけでは効力を生じさせるものではないのである。

本件では、買主AはYと本件運送契約を締結したが、荷送人Dから売主Bの裏書譲渡を通じて本件船荷証券を受け取った。また、Yからの本件物品の受取りとその加工を依頼するために、Cに本件船荷証券を裏書譲渡した。このように、船荷証券は転々と流通する。このことから、船荷証券所持人の把握は運送人にとって困難である。運送人がすべての船荷証券所持人と一々協議することは物理的にも不可能であり、たとえ可能であったとしても非常に不経済であり、国際取引の発展が阻害される。

本判旨のように、船荷証券上の準拋法約款を有効とさせるために、当事者間の真実の意思表示や協議・約定がどうしても必要とするならば、本船荷証券上の準拋法約款のみならず、中国の運送人が発行したものを含め、すべての船荷証

券上の準拠法約款は無効になるおそれがある。船荷証券の実務では、船荷証券は、運送人の一方によって発行されるものであり、それに荷送人の署名もなければ、その約款についても具体的に協議されていない。当事者は、船荷証券上に印刷されている内容をもって海上運送契約としている。荷送人は、運送人が発行した船荷証券を異議なく受け取れば、一応証券上の準拠法約款の拘束を受けるであろう。

したがって、本件船荷証券上の準拠法約款の効力を判断するには、YとB、A、Cとの協議うんぬんよりも、船荷証券発行者である運送人Yとこれの受取人である荷送人Dひいては本件運送契約の締結者である買主Aの意思や準拠法約款の内容が問題とされ、本件船荷証券上の準拠法約款の適用を排除するには、日本国際海上物品運送法（以下、「日本国際海運法」という）の適用により荷主が中国海商法の適用より不利になる、などの実質的な事由にその根拠を求むべきである。

確かに、約款の規制理論には、約款の効力を否定する「合意 (meeting of the agreement) 原則」がある<sup>(21)</sup>。裁判所は、不合理な約款に対して当事者の合意がないといってその効力を排除する場合がある。本件では、船荷証券上の準拠法約款に基づいて日本法すなわち日本国際海運法が適用されることになる。同法は、ヘーグ・ルールを国内法化したものであり、同法の運送人の責任に関する規定は、中国海商法のそれと大差はない。そのため、日本国際海運法の適用がはなはだ不合理とはいえない。また、本件船荷証券上の準拠法約款は、日本の船会社において一般的に用いられており、決して不意打ち約款にあたるものでもない。本件運送契約は、A・Y間で締結されたが、本件船荷証券はYがDに発行したものである。このように買主と運送人が運送契約を締結し、運送人が荷送人または売主に船荷証券を交付することは、FOBを支払条件とする国際物品売買の実務において常態である。YがDに本件船荷証券を発行した際、AとYに本件船荷証券上の準拠法約款についての協議を求めることは極めて非現実である。YとB、Cとの協議についてはなお

さらである。本件船荷証券上の準拠法約款について、運送人と船荷証券所持人との協議が存在しないという理由のみでその効力を否定することははなはだ妥当性を欠いていると言わざるを得ない。したがって、本判旨は、船荷証券の流通証券性や文言性に反し、船荷証券ひいては国際取引の実務にもそぐわない。とはいえ、本判旨に判示されている協議一致の原則は、中国において定着しつつあり、中国の裁判実務において「総論賛成、各論反対」という傾向が垣間見られることから、留意しておく必要がある。

(4) なお、本裁判所は、Yは本裁判所にヘーグ・ルールと日本法の条文を提示しなかったことを理由の一つとして、Yの準拠法の主張を否定した。本件では、管轄権異議の申立についての決定が下されて、準拠法約款の適用の有無について、審理している最中である。日本法、中国法のいずれが適用されるかが争われ、審理されているときに、Yが準拠法の条文を提示することは、訴訟実務の観点から実益があるとは思わない。裁判所が審理中、ヘーグ・ルールまたは日本法が準拠法として適用されると示し、その提示を求めたにもかかわらず、Yが、準拠法の条文を提示しなかった場合はともかく、本件のようにYの条文の不提示をもってYの準拠法の主張を退けるのは、Yにとって不意打ちであると言わざるを得ない。むしろ、ヘーグ・ルールまたは日本法を準拠法とする準拠法約款があるかぎり、この約款の適用を否定しようとしているXが、同準拠法が社会公共の利益や強行規定に反しまたはその内容が不合理であることを立証するために、その条文を証拠として提示する必要があるのではなからうか。

#### 註

(17) 金正佳Ⅱ翁子明『中国海事審判的理論与实践』六〇頁、王千華Ⅱ白越先編『海商法』一三二頁(中山大学出版社、二〇〇三年)、王・前出(註10)『海商法研究一九九九年一輯一三四頁。なお、二〇〇四年、△中国人民保險公司北京分公司訴商船三井

株式会社海上貨物運輸合同貨損賠償糾紛事件V(二〇〇三)滬海法商初字第二六二号 中国涉外海事審判網(<http://www.ccmf.org.cn> 2004-06-09) では、被告商船三井は、管轄権異議を申し立てたが、上海市高級人民裁判所は、同申立を却下した(二〇〇三)滬海法商初字第一六二(一)。被告はこれを不服として抗告したが、上海市高級人民裁判所もこれを退けた(二〇〇三)滬高民四(海)終字第第八六号)。本案審理において原告中国人民保險公司北京分公司と被告は、中国法の適用を認めたので、同裁判所は、「本件当事者、物品運送契約の締結地および履行地は、いずれも渉外の要素を有する。当事者は、契約に関する紛争処理の準拠法を選択することができるが、中国の裁判所はこの事件を審理していること、物品運送契約の履行地は中国にあること、中国が同事件ともっとも密接な関連を有すること、および当事者も中国法の適用を認めていることから、同事件の審理において中国法が適用されるべきである」と判示している。この事件の事実関係は、本件のそれと近似している。その船荷証券には裁判管轄約款または準拠法約款があるか否かは、不明である。しかし、準拠法に関する当事者の協議一致が準拠法の確定基準の一つであることは、注目に値する。

(18) 王白・前出(註17)一三二頁、王・前出(註10)海商法研究一九九九年一輯一三四頁。

(19) 王・前出(註10)海商法研究一九九九年一輯一三六頁。

(20) 準拠法約款は、裁判管轄約款、仲裁約款および損害賠償額予定の約款と同様、契約の紛争を解決するための取り決めであり、分離独立性を有する。無効、解除、取消などの事由があり、たとえ契約が無効であったとしても、同契約の紛争解決にあたってはこれらの約款が適用される。

(21) 清河雅孝『海上物品運送法の基礎理論』二二頁(中央経済社、一九九一年)。

四 Yは、本件船荷証券裏面約款二五条により管轄権異議を申し立てた。同二五条は、本件物品に関する紛争について日本の裁判所が管轄する旨の裁判管轄約款である。しかしながら、本裁判所は、同申立を退けた。Yはこれを不服として抗告したが、上海市高級人民裁判所もこれを棄却した。管轄権異議の申立を退ける理由は、明らかにされていない。もともと、中国では、裁判管轄権は、国家権力の象徴であり、契約当事者によって安易に変更されることは好ましく

ないという発想がある。<sup>(22)</sup>特に中国の裁判所を排除し、外国の裁判所を管轄裁判所とする旨の裁判管轄約款に対して厳しい態度が採られている。涉外契約や涉外の財産関係に関する事件について、当事者自治という国際取引社会の流れを受け、中国民事訴訟法二四四条は、涉外契約の当事者は、書面による取り決めによって紛争と実際の関連を有する地の管轄裁判所を選択することができる<sup>(23)</sup>と定めている。船荷証券上の裁判管轄約款は、書面によるものであること、管轄裁判所が紛争と實際関連を有することを充たせば、効力を有する。<sup>(24)</sup>そして、船荷証券は書面である。<sup>(24)</sup>本件運送契約の締結地は知らされていない。Yの営業所は日本にある。その他、船積港、荷揚港などの契約履行地、契約の目的物の所在地は、すべて日本にはない。本裁判所は、Yの営業所地が紛争と実際の関連を有すると考えていないのかもしれない。<sup>(25)</sup>

船荷証券上の裁判管轄約款の存在は、船荷証券が証明する国際運送契約の準拠法の確定に重大な影響を及ぼしている。<sup>(26)</sup>管轄裁判所が日本にあれば、日本法が適用される可能性が強められる。本裁判所は、本件船荷証券上の裁判管轄約款の効力を否定し、中国裁判所が本件について管轄権を有すると判示したかぎり、裁判管轄約款の如何を問わず、中国法が適用される。本件が本裁判所において審理されていること、Xの営業所および陸揚港が中国にあることは、本件に対して中国の裁判所が管轄権を有し、中国法が適用される最大の理由になっている。<sup>(27)</sup>

## 註

(22) 王・前出(註10)海商法研究一九九九年一輯一四〇頁。

(23) 梁書文Ⅱ回滬明Ⅱ楊榮新『民事訴訟法則及配套規定新釈新解(下)』二二七八頁以下(人民法院出版社、新編本、二〇〇〇年)。なお、海上物品運送契約に関する紛争は、専属管轄事件に属さない(中国民事訴訟法四四四条参照)。同書一五一頁。

(24) 中国民事訴訟法上、国際裁判管轄合意の方式として書面が要求されている。この書面は、口頭と対照して文字で記載されているものを指しているのか、または当事者双方の署名のある書面を要すると厳格に解されているのかは定かでない。船荷証

券には発行者の署名はあるが、荷送人の署名はない。しかし、荷送人は、船荷証券上の裁判管轄約款につき異議を述べずその交付を受けた場合には、合意があったと考えることが常である。川又良也「船荷証券における裁判管轄約款」海法会誌復刊九号三頁（一九六一年）、溜池良夫「船荷証券上の裁判管轄約款」商法（保険・海商）判例百選一八九頁（二版、一九九三年）参照。

(25) 被告の住所地は、紛争と実質的な関連を有する地である。梁Ⅱ回Ⅱ楊・前出（註4）二二七九頁。

(26) 王Ⅱ白・前出（註17）一三三頁、王・前出（註10）海商法研究一九九九年一輯一四〇頁。

(27) なお、船荷証券上の裁判管轄約款と準拠法約款は、同一国の裁判所と法律を指定した場合には、準拠法約款が社会公共の利益や強行規定に反しまたはその内容が不合理であるという理由で無効とされたが、同時に裁判管轄約款が無効とされないときは、指定された裁判所は、外国裁判所で無効にされた同国の法律に基づいて事件を審理するおそれがある。